

平成16年12月7日

中央環境審議会 施策総合企画小委員会
委員長 森 嶋 昭夫 殿

平尾 隆

12月1日(水)に開催されました第16回施策総合企画小委員会において配布されました「地球温暖化対策税制に関する考え方及び留意点(素案)」(以下、「考え方及び留意点」)に対し、下記意見を述べさせていただきますので、今後のとりまとめに際し、ご配慮頂きますようお願いいたします。

記

1. 本資料のまとめ方について(総論)

今回の素案は、「温暖化対策税」の導入を推進するための理由が選択・記載されており、本小委員会にて行った議論を国民に対して正しく伝えるには、論点の記載があまりにも偏っていると思われます。

本委員会では、税の導入反対、あるいは賛成の立場から述べられているそれぞれの意見の背景、論拠を良く理解して、今後の検討を充実したものにすることが狙いであったものと解釈しております。

従って、今回の「考え方及び留意点」のとりまとめにあたりましても、森嶋委員長がご発言されたとおり、これまでの議論を通して得られた情報をきちんと織り込んで、今後の対策に遺漏のないよう、配慮していくことが極めて重要であると考えます。

「中間とりまとめ」の際に指摘させて頂きましたように、税導入が有効であるという意識で全体を整理すると、その論点を支える側の事実、データを中心に偏りがちな表現をすることになり、明確にすべき真の論点を見失ってしまう恐れがあります。それゆえ、現段階においても、税導入に対してネガティブな意見に発展すると思われるような事実・データも併記して、議論の間口を狭くしない配慮をして頂きたい。

このような考え方から申し上げれば、今回の「考え方及び留意点」は、本小委員会におけるこれまでの議論や、指摘事項・論点の中から、どのような考え方で取舍選択を行い、留意点として絞り込まれたのか、その経緯を明らかにして頂くことをお願いしたい。本委員会の今後の討議のための頭の整理としてとりまとめられた「中間とりまとめ」が存在するところで改めて論点整理をされる場合には、業務の連続性を担保する上で不可欠のプロセスであると考えます。

また、本委員会にて議論がなされ、ポジティブ・ネガティブ双方からの意見が出され、一度整理された論点について、トーンを変えてまで改めて整理し直す必要があるのかどうか、今後の本委員会の進め方にも関係することから、問題提起をさせて頂いた。

2. 個別箇所についての意見

p 3 (世論調査等にみる温暖化対策税制の効果)

第16回施策総合企画小委員会において配布されました「温暖化対策税制に関する全体を通じた議論のポイント(以下、参考資料)」のp 21に記載された指摘が全く反映されていない。このような指摘を受けて、国民の真意を確認し、中身のある世論調査とするためには、再度、意見を聞くべきではないか。アンケートの内容についても事前に良く議論すべきである。

p 4 (課税標準、税率の水準)

二つ目の○に「相対的に低い税率の温暖化対策税制であっても・・・相対的に高い税率の温暖化対策税を導入した場合と同等の効果が上がるものである」と断定されているが、何故、そのように言い切れるのか。広い角度から議論を行い、効果の確認を行わなければならない。その上で、最大の効果発揮が可能となるように税率を設定すべきである。

p 5 (課税段階)

参考資料のp 4に、「ハイブリッド課税を検討するにあたって踏まえるべき点」が2点挙げられている。また、参考資料のp 6には、本委員会における指摘事項が整理されている。今回の「考え方及び留意点」において、「ハイブリッド課税」が結論であるかのように記載されているが、参考資料に整理されている検討すべき事項や、指摘事項について十分に検討を行った記憶はない。

p 11 (税収の使途)

欧州の温暖化対策税制は、単に一般財源というだけでなく、税制中立であるとの指摘が大勢であった。別表を見るとその通りである。また、税収をエネルギーに使っている国もあるが、この種の運用については、日本は石油石炭税で先行実施されているのではないかと認識する。

p 12 (税収の使途)

「対策の普及・導入」とあるが、税収の使途を考えるには、必要徴税額を考える上での重要な基本モデルとされたAIMモデルの詳細な前提に関して、温暖化ガス削減の実現可能性について、現実的施策の有効性を含めて定量的に検証すべきであり、施策の項目だけの列挙では、現実解として発展させるには不十分である。

p 13 (普及啓発)

これまでの議論で複数の委員より重要性が主張されてきた初等教育についても記載すべきである。

p 13 (既存の温暖化対策関係予算の見直しについて)

2つめの○に、「新たな財源を検討することが必要であろう」とあるが、誰がこのように結論付けたのか。環境省の独自案ではないか。本委員会ではこのような結論を合意したとは理解していない。

p 14 (地球温暖化対策における地方公共団体の役割)

本テーマについて、本委員会で十分に議論を行った記憶はない。温暖化対策の有効性を高めるための役割等についての論点整理は悪いことではないが、そもそも本委員会にて「税の分配」や、国・地方の税の運用についてまで議論を行うべきものであるのか判断しかねる。

p 17 (エネルギー関係諸税との関係)

参考資料のp 39に整理された中間とりまとめの指摘事項では、「(温暖化対策税制について) 既存の税との調整について検討していく必要がある」とされているが、今回の「考え方及び留意点」のp 17の3つ目の○では、「(既存の石油石炭税について、) 温暖化対策税制との関係について所要の整理を検討していく必要があると考えられる」となっている。

新税の検討に際し、既存税との関係の中で新税側を調整するのではなく、新税にあわせて既存税側を調整することが、現実的であるのかどうか疑問である。

※「いくつめの○」との表現は、当該ページ、当該項目内における、○の順番を意味しております。

以上